

# 令和4年度

## 第7回 佐々町農業委員会総会議事録

令和4年10月26日（水）

佐々町農業委員会

令和4年10月 第7回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和4年10月26日(水)午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
3. 開 会 令和4年10月26日(水)午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	・野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	10	池田 晴良 君
11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君	13	濱野 卓也 君
推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君	推進委員	筒井 浩一 君
推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
9	寶持 雅祥 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君	書記	立石 徹 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
8	藤永 九市 君	10	池田 晴良 君		

## 8. 本日の会議に付した案件

### (1) 会長挨拶

### (2) 議事録署名委員の指名

### (3) 報告事項

報告第1号 令和4年度農業委員会会長・事務局長会議・研修会  
(中期)について

報告第2号 一時転用届出書について

報告第3号 農地転用制限の例外規定に係る届出書について

### (4) 審議事項

第23号議案 農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

第24号議案 農用地利用集積計画の承認について(所有権設定)

第25号議案 非農地通知申出書について(皆瀬免)

第26号議案 非農地通知申出書について(市場免)

### (6) その他

① 11月定例会の日程について

② その他

事務局長（金子 剛君） 皆さん、こんにちは。時間定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第7回佐々町農業委員会総会を開催いたします。

開会に当たりまして、吉野会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。もう大方のところでは稲刈りが終わられたと思っております。昨年と比べて、今年は台風の影響が一番大きく、稲刈りも苦労されたところが多々あったとお見受けしております。今年、作況指数も、全国で100、九州は97のやや不良ということで、昨年より減収のようです。これから、先日だったですか、気象庁のほうから3か月予報がされ、寒気の影響で気温は平年並みか低い、降水量は平年並より少ないというのが見込まれております。農作物の管理に注意が必要になるのではないかと思います。

本日も、議事が円滑に進行しますよう、よろしく申し上げます。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

本日の出席委員は12名でございます。

寶持委員から欠席の報告がっております。

最適化推進委員におきましては、全員出席をされております。

委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程2の議事録署名人の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定めることとなっておりますので、8番、藤永委員、10番、池田委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号令和4年度農業委員会会長・事務局長会議・研修会（中期）について、事務局の説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 資料の1ページを御覧ください。

10月4日から5日の2日間にかけて、松浦市において令和4年度農業委員会会長・事務局長会議が開催されまして、吉野会長と局長の代理で私が参加いたしました。

その中でも皆さんに御説明したいのが、1ページの説明、協議（2）の人・農地産地プ

ランの実現に向けた取組についてということで、資料の3ページ、4ページを御覧ください。

こちらにつきましては、まず、人・農地産地プラン、地域計画ともいいますが、これが何かというところなんですけども、まず、今の農業・農家を取り巻く背景として、全国的に農家の高齢化が進んで、担い手不足、耕作放棄地の増加という課題を全国的に抱えています。その課題を解決して、地域の農業を発展させていくために、農地の有効的な利用、農地の集積化・集約化を進めていかなければならないということで、今年の5月に法改正がありまして、この人・農地産地プラン、地域計画を全国の市町村が作って、その計画を基に農業を発展させていこうというところが趣旨でございます。

この地域計画なんですけども、イメージとしては、以前町が農地プランというものを作りました。町内8か所で実質化まで終えておりますが、この人・農地プランをより具体的にしたような計画になるんですけども、地域の農地1筆ごとに、今後10年間、今後を見据えて、誰が耕作していくのか、あとは、もう生産品目も何を作っていくのかというところまでを計画に盛り込んでいくというところがございます。

こちらにつきましては、資料の4ページに大体のスケジュールを載せておりまして、この地域計画を令和7年の3月末までに全国の市町村が策定をしなければならないと。策定においては、農業委員会と農林水産課のほうで共同で策定することになりますが、本町におきましては、まず木場地区のほうを今から策定を進めまして、木場が終わり次第、順次ほかの7地区の計画を策定していく予定となっております。

今後、地域計画を策定していく上で、委員の皆様には御協力をお願いすることもあるかと思いますが、その辺の詳細なスケジュールや役割につきましては、決まり次第、またこの総会の場で報告をさせていただきたいというふうに思っております。

報告第1号についての説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。3番。

3番（池田 邦義君） 人・農地プランは今まで木場地区でやられて、藤永九市さんは、この前木場地区でやられたのが何年前ですか。もう3年くらいなるんですね。その後、結局コロナ等で延期延期でしょう。そうして、結局農業をする人もだんだん高齢化になってきて、今、事務局が言われたように、10年後の目標を立ててくださいと言われても、10年後我々はもう百姓はしいきらんちゃんかかかねと思うとです。そこら辺ば考えたら、ちょっと見直すところは、佐々町としては見直すところは見直してやっていかんことには、人・農地プランも大切ですけど、やっぱり人間がすることやけんさ、そこら辺は考えてちょっと計画ば練り直したほうがいいんじゃないかなと私は思います。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今、委員さんおっしゃるとおり、10年後といいますと、当然皆様方も年を取られて、担い手の方は今ちょっと厳しい状況にいらっしゃるというところが大半だと思います。

なので、今の意見等も踏まえまして、事務局等でもちょっと検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。

会議の資料などは事務局にありますので、気がかりというか、どうしたらという思われる方はお目通していただければと思っております。

ないようですので、報告第2号一時転用届出書について、事務局の説明を求めます。書記。

書記（立石 徹君） 資料の5ページをお願いします。

こちらにつきましては、事業者が〇〇〇〇、〇〇〇〇、施工業者が〇〇〇〇の〇〇〇〇から、西九州自動車道の4車線化事業に伴う仮設施工ヤード及び表土仮置場として使用するためということで、一時転用届出書が出ております。

所有者につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇、場所につきましては、口石免字川久保1529の1、地目、田、面積、618m<sup>2</sup>、一時転用面積、618m<sup>2</sup>、工事期間が令和4年11月1日から令和6年5月31日となっております。

同じ内容で、この一時転用届出書がほか4件、資料の18ページにかけて、ほか4名の所有者に対して、計5件6筆分で届出が出ております。

場所につきましては、資料の8ページ、9ページを御覧ください。

資料の8ページの青で囲んでいる部分が、該当の場所になります。

資料の9ページの航空写真では、青色で2か所囲んでいると思いますが、その部分になります。航空写真の上側の青枠の左側に、航空写真には載っておりませんが〇〇〇〇がこの写真の左側にあるというところです。その場所でございます。

ほかの所有者につきましては、資料の8ページに載せておりますが、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんで、該当場所につきましても記載のとおりでございます。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見御質問ありませんか。（「なし」の声あり）  
ないようですので、第2号を終わります。

次に、報告第3号農地転用制限の例外規定による届出書について事務局の説明をいします。書記。

書記（立石 徹君） 資料の19ページをお願いします。

農地転用制限の例外規定に係る届出書といたしまして、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんから届

出が出ております。

土地の所在につきましては、石木場免字船坂84の1、地目、畑、面積、403m<sup>2</sup>、  
転用面積、200m<sup>2</sup>。

場所につきましては、資料の22ページをお願いします。

申請地を赤で記載をしております。〇〇〇〇のところに踏切があるかと思えますけども、  
踏切の少し先から上がっていったところになりまして、資料の24ページ、25ページに  
現況写真をつけておりますが、現在は耕作がされていない畑となっております。

資料の27ページから29ページにかけて、牛舎への配置図と牛舎堆肥舎の平面図、  
立面図を乗せております。

資料の26ページも併せて御覧ください。

被害防除計画ですが、(1)申請地の造成計画につきましては、現状のまま利用すると  
なっております。それに伴う被害防除措置としては土留工事及び防護柵を設けるとなっ  
ております。

3番の排水計画ですが、雨水につきましては、水路に放流する。污水につきましては、  
わらや木くずに混ぜて染み込ませて、それを堆肥舎に運ぶということで、特に排水、污水  
を流さないというところになっております。

説明については以上になります。

会長(吉野 裕君) この件について何か御意見、御質問はありませんか。(「なし」の声あ  
り) ないようですので、これで報告事項を終了いたします。

次、日程4、審議事項に入ります。

第23号議案農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)、事務局からの説明を  
お願いします。書記。

書記(立石 徹君) 資料の30ページをお願いします。

第23号議案農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)、農業経営基盤強化促  
進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を  
求める。令和4年10月26日、佐々町農業委員会会長。

資料の31ページをお願いします。

朗読説明いたします。

佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(5)の規定による  
農用地利用集積計画書。番号1、貸し手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。借り手農家、〇〇〇  
〇、〇〇〇〇。土地の所在、市瀬免字古田、地番、146の1、158の1、地目、田、  
面積、842m<sup>2</sup>、2,917m<sup>2</sup>。借り手農家耕作面積、2万2,403m<sup>2</sup>、権利の種  
類、賃借権、区域区分、農用地、設定内容、金納年4万5,000円、契約期間5年、ほ  
か9件、こちらにつきましては、契約の再設定分でございます。

一番右の設定内容に、それぞれのお支払いと期間の内容を載せておりますけども、こちらにつきましては、まだ契約書が農業委員会のほうに届いてない分もありますので、届き次第、修正をしたいと思っております。

続きまして、資料の32ページをお願いします。

佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(5)の規定による農用地利用集積計画書、こちらにつきましては、新規の契約でございます。

番号1、貸し手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。借り手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、皆瀬免字磨ノ乙、地番、13、14の1、地目、田、面積、1,616m<sup>2</sup>、1,094m<sup>2</sup>、借り手農家耕作面積、2万5,583m<sup>2</sup>、権利の種類、賃借権、区域区分、農用地、今回設定内容、無償、契約期間5年、ほか1件となっております。

説明については以上になります。

会長(吉野 裕君) この件について何か御意見、御質問はありませんか。(「なし」の声あり) ないようですので、採決いたします。第23号議案について承認されることに賛成の方の挙手をお願いします。(賛成者挙手) ありがとうございます。挙手多数ですので、全会一致で承認いただきました。

次に、第24号議案農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)、事務局からの説明をお願いします。書記。

書記(立石 徹君) 資料の33ページをお願いします。

第24号議案農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)、農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定により別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求め。令和4年10月26日佐々町農業委員会会長。

資料の34ページをお願いします。

朗読説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画書、番号1、所有権の移転を行う者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。土地の所在、佐々町迎木場免字古門1330の1、佐々町迎木場免字古門1330番2、佐々町迎木場免字古門1328番5、地目、田、面積792m<sup>2</sup>、810m<sup>2</sup>、987m<sup>2</sup>、計2,580m<sup>2</sup>、受け手農家耕作面積、田5,189m<sup>2</sup>、畑1,322m<sup>2</sup>、計6,511m<sup>2</sup>、権利の種類、所有権移転、区域区分、農用地区域、こちらにつきましては、昨年11月30日に斡旋の申出が出ておったものでございます。

説明は以上になります。

会長(吉野 裕君) 地元委員の補足説明を、経過の説明。11番。

11番(井手 俊博君) ただいま事務局のほうから説明があったとおりでございます。私と林推進委員が担当委員として、現耕作者、同じ水利の関係者、認定農業者等をお願いをして

いった上で、最終的に〇〇〇〇さんが引き受けていただけるようになりました。

今後につきましては、現耕作者である〇〇〇〇さんが作付を継続される予定です。

また、今回初めてのことでしたが、藤永九市委員、事務局のお力添えを頂きながら話を進めていくことができ、このような形を迎えることができました。御協力ありがとうございました。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問ありませんか。——幹旋委員の方におかれましては、約1年大変御苦勞なされたと思います。ここに契約といたしますか、できましたこと大変よかったですのではないかと考えております。お疲れさまでした。

それでは採決をいたします。第24号議案について承認されることに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。挙手多数です。ですので、全会一致で承認いただきました。

次、第25号議案非農地通知申出書（皆瀬免）について、事務局からの説明をお願いします。書記。

書記（立石 徹君） 資料の35ページをお願いします。

議案第25号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について農業委員会の判断を求める。対象農地、別紙のとおり。令和4年10月26日佐々町農業委員会会長。

資料の36ページをお願いします。

申出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、佐々町皆瀬免字檜付地番444の1、地目、登記簿畑、現況、原野、面積717m<sup>2</sup>。

場所につきましては、資料の39ページをお願いします。39ページの赤の囲んで斜線を引いているところが対象地になります。こちらにつきましては、皆瀬免の〇〇〇〇さんからもう少し上に上がったところになります。

現況につきましては、資料の42ページをお願いします。こちらにつきましては、現地調査のほうを10月19日水曜日1時半から、事務局、池田邦義委員、濱野卓也委員、大瀬委員と申出者で現地調査を行いました。先ほど追加資料で配っている分になります。

こちらの調査の結果、長期にわたり管理されていない様子であるが、草刈り等を行うことで今後農地として再生可と判断しているところです。

こちらにつきましては、すみません、もう一枚追加資料で、申請者から意見を頂いているところです。この現地調査に行った後に、昨日提出されたものでございます。読ませていただきます。

令和4年10月付に提出した佐々町皆瀬免字檜付444の1の非農地通知申出書について趣旨を申し添えます。同土地は、昭和60年頃から約30年間耕作放棄しており、今

後においても耕作をする意思はありませんが、近隣住民に迷惑をかけないようにするために草刈りは常時しており、現在の土地状況において雑木などが生い茂っていないのはそのためです。また、同土地を同じ目的で第5条農地転用許可を受ける方法もありますが、農地転用許可手続を行政書士に依頼した場合、20万円ほどの費用を負担しなければならないことや、期間も約2か月ほどの期間を要し、土地決済までの時期が遅れることが想定されるため、非農地通知申出書を提出しました。以上、現代における農地法の整合性も考慮する必要があると同時に、このような現状の趣旨であることを申し添えさせていただきます。〇〇〇〇ということで頂いております。

説明は以上になりますけども、この内容も踏まえて御審議いただければと思います。よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） 地元委員の補足説明をお願いします。

推進委員（大瀬 敏幸君） 現場に行ったら、耕作非農地にしちゃあもったいない現場なんです。それで、何とかしていただいた方がおれば、お願いしたいと思うんですけど。草は若干生えていますけど、木とか竹とは生えておりませんので、よろしく申し上げます。

以上。

会長（吉野 裕君） 3番。

3番（池田 邦義君） 今、大瀬推進委員のちょっと補足をさせていただきます。

現地確認をした際、草だけで、一応今事務局からあったように、木とか何とは全然生えてないんです。ただし、草刈りすれば、もう立派な畑として認められる。ところが、これ現地立会していたときに、〇〇〇〇さんが来てたんです。ということは、もう住宅地になるということがもう丸見え見えです。それで、非農地にしてすぐに開発にかかりたい。しかし、私は〇〇〇〇さんに言ったのは、いや、このままでは我々農業委員がこれを非農地にしたら、全ての畑を非農地にせんといかんと、だから、私は非農地としては認められないとはっきり申し上げております。

ただし、我々も、農業委員として、この写真を見てもらって、各農業委員さん、推進委員さんの判断を仰ぎたい。その結果に応じて、〇〇〇〇さんに結局非農地として認めるのか否かいうことを各農業委員さんがこの写真を見て結論を出してほしいんです。

それと、これ非農地が通らなければ、多分転用という形になると思います。ちょっと事務局にお伺いしたいのは、この要望書ですが、これ20万もかかるんですかと思うて、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、非農地にしてすぐ開発するという〇〇〇〇さんの考えですけど、我々がここを非農地として認めない場合は農地転用等しかもういく方法がないわけです。その場合、期間が長くかかる。しかし、非農地にしても、許可が降りなければまた長くかかると。一番初めから転用していただいたほうが早く進むんじゃないかと思うわけです。それを昨日、

〇〇〇〇町議から電話がありまして、〇〇〇〇さんがこういうふうということで、相談にみえたそうです。だから、あと、農業委員会が明日ありますよということで、その結果待ちなんですけど、そういう形で〇〇〇〇さんがこれを出されたと思うんです。あとは、農業委員さんの皆さん、この写真を見て非農地かどうか、非農地として認めるのかどうか、ちょっと挙手をしていただいて、農業委員会としての結論を出してあげないと、これはもう多分〇〇〇〇さんも困られるし、〇〇〇〇さんも宙ぶらりんになるという形になると思います。これを決めてしまえば、転用なりそのほかの手段で〇〇〇〇さんが開発されると私は思いますけど、皆さんよろしく願いいたします。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） まず、20万ほどの費用がかかるのかということに対しまして、ほとんど今は行政書士さんのほうに依頼をされまして、〇〇〇〇さん以外も申請には行政書士を通して持ってこられるパターンがほとんどでございます。実際、農地転用の申請を含めて、登記申請まで全部含めた中でやはり20万ほどは、皆さんかけられているとは思っております。

それから、事務局としての意見でございますけども、あくまでも非農地というのは現況主義っていいですか、見た目で、幾ら耕作がされてなくても見た目で、やはりこれは作れるなという事務局も判断はいたしております。

ただ、もし仮にここを佐々町の農業委員会が非農地として認めた場合、法務局のほうに認めないんじゃないかなというふうに事務局としては判断しておりますので、皆様の御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 何か。5番。

5番（築城 武美君） この案件については、五役会の中でも議論をしたところでありませうけれども、一つは、本人の耕作目的がなくて、荒れ地にするのはしのびないんで草を刈っております。そういう土地は、今後ますます増えていくんだろうという気がしているわけです。

一つは、農転の前に、それじゃあ誰か借りて作る人はいないのか、農地そのものを継続として、農地で利用してくれる人はいないのかの詮索も必要だろうし、結果的には、今、池田委員の話を聞いておりますと、宅地開発業者の思惑があつて、結果的にはそれを早急に非農地を認めていただいて地目変更し、転売をしたいと、こういう意向がありあり見えておる土地でございますので、農業委員会としては、法に基づいて申請をするものについて、それを審議するものであれば拒みませんが、農地であるかどうかの判断を言われたときには、現地確認の結果農地であるという判断になっておる。

また、耕作放棄地ではない、結果的にはパトロールの時点でここを担当された方が、これは耕作困難というふうにご書いておるのかどうか、そういうことも含めて考える必要があ

りますけども、結果的には農地をリタイアしていく、年を取って農地を管理し切れなくなる人たちが出てくる。その人たちが持つとる農地が、こういう形で転売を目的として非農地証明を先に下さいという話が、これを認めることによって随時出てくるのではないかという気がしております。農業委員会としては、私の意見は、これは転用目的であるならば、その転用目的の書類で申請をしていただく。非農地証明なるものは、結果的には農地として耕作できない土地に限るべきだというふうに思っておりますので、そのところは私の意見としては、非農地であるかないかの判断で、非農地だと認めることについては反対でございます。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかに御意見ありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） このことにつきましては、調査員さんの報告にございました。それから、3番委員さんもお話ございましたように、やっぱり調査員のおっしゃるとおりであって、調査員さんの考え方を尊重しなければならないと思いますから、また、併せて5番委員さんもおっしゃいましたように、やっぱり非農地としては認められないというのが筋だと思います。

ましてや、この追加資料で、25日付で、異例のことです。こういうふうに申出に趣旨を申し添えますと出ていますけど、初めてです、こういう形で出るのは。とにかく今回委員会で認めてもらいたいという気持ちが表れていることだと思えますけども、やっぱりお話しのとおり転用申請のほうでして、非農地については、これはもう無理だということに感じますので、その方向で進めていただきたいということを、私も申し添えておきたいと思えます。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）なければ、採決をいたします。25号議案について承認される方の賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。挙手ゼロですので、農地と判断いたします。

次に、第26号議案非農地通知申出書（市場免）について、事務局からの説明をお願いします。書記。

書記（立石 徹君） 書記資料の43ページをお願いします。

議案第26号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について農業委員会の判断を求める。対象農地、別紙のとおり。令和4年10月26日。佐々町農業委員会会長。

資料の44ページをお願いします。

申出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、市場免字倉ノ前、地番、112番1、地目、登記簿畑、現況、庭、面積、141m<sup>2</sup>。

こちらにつきまして、まず、場所につきましては、資料の49ページをお願いします。

航空写真をつけております。航空写真の青で囲んだ部分が届出場所になります。こちらにつきましては、佐々駅の裏手の道のところになります。航空写真の右下に建物があると思います。こっちは〇〇〇〇になります。

こちらにつきましては、これも追加資料の先ほどの皆瀬の非農地の現地調査票のと一緒にしております。2枚目に現地調査票をつけておりますが、10月19日水曜日の14時から、申出人、事務局、藤永茂委員、池田晴良委員、福田庄治委員で現地調査を行いました。

調査の結果、長期にわたり管理されていない様子であり、栽木等が生い茂り、現況は原野化しており、今後農地として再生不可と判断いたしました。

説明は以上になります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。10番。

10番（池田 晴良君） ただいま事務局から話されたように、10月19日、皆瀬免の先ほどの非農地申請、その後に私と藤永委員、福田委員、それから事務局金子局長と立ち会ったわけですが、現地確認したんですけども、そこに申請者、〇〇〇〇さん、それから、この申請地の横に住んでおらず〇〇〇〇さんに立ち会っていただいて現地を確認させてもらいました。

先ほどの皆瀬免のところは写真を見た限りでは、もう非農地とすぐに分かるような非農地でないと農地だということ判断できるような写真だったので、すぐ判断できたんですけども、ここの写真を見てもうらと私たち調査員で、非農地でもう再生不可ということ判断したわけですが、非常に判断に迷ったところでございます。

しかし、この申請書に出ている交付願、これは平成21年まで利用者、〇〇〇〇さんが畑として使ったように書いてあります。それで、それ以降は体力が低下して我が家というか、自宅の前畑ですから、人の畑ですけども、庭として使われなくなったような状況のようでございます。

それで、この申請者・所有者〇〇〇〇さんは、この書類にも書いてありますように、福岡に住んでおらずわけです。佐々には住んでおらっしゃらんで、ほとんどこの隣に自宅を持っている〇〇〇〇さんが庭をちょっと管理されとるような状況じゃなかったかなと思っています。

だから、ここの敷地内に木がこう雑木もあり、それから果樹もあったようですけれども、結構大きくなると木があって、たまにはその〇〇〇〇さんが自宅前ですから枝木を切ったり、ぼうぼうとなるところを草刈りしたりされとったんじゃないかなということで、何か知らんけれど、写真はそういう枝木を燃やした後というような感じもします。そういう状況のところの土地です。でも畑としては所有者も作るようにはできないような形でございますから、隣に住んでおる〇〇〇〇さんもお年で、これを畑として利用して

借地として使っていくという状況でもないようでございます。

そういう状況で、この農地はもう非農地として認めざるを得ないんじゃないかなというふうに私たち3人、それから事務局とで判断をいたしました。皆さんのちょっと御判断をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） 何か御意見、御質問はありませんか。（ 「なし」 の声あり ）

ないようですので、採決をいたします。第26号議案について、承認されることに賛成の方の挙手をお願いします。（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。挙手多数ですので、非農地と判断いたします。

次に、日程（5）その他に移ります。

事務局からの説明をお願いします。書記。

書記（立石 徹君） その他①11月定例会の日程につきましては、11月の25日、金曜日の13時から、こちらの3階第1会議室で開催を予定しております。13時といたしましたのが、その日に前回延期になっておりました農業委員の研修会を開催する予定となっております。少し30分早めて午後1時から総会をして、終わってから2時半ぐらいから研修を行って、終了が4時半とか、それぐらいで予定をしているところです。

五役会につきましては、11月15日、火曜日、13時30分から2階の会議室で行います。

以上になります。

会長（吉野 裕君） ②その他で、皆さんのほうから何かありませんか。（ 「なし」 の声あり ）

ないようですので、本日の日程が全て終了しました。

会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉 会 午後 14 時 22 分 ）